

「日本銀行防災業務計画」中一部修正

○ 第5の5.(3)を横線のとおり改める。

(3) ~~被災地の手形交換所~~電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

○ 第6の4.(3)を横線のとおり改める。

(3) ~~強化地域内の手形交換所~~電子交換所において交換事務を中断し、または取止めざるを得ないときは、関係行政機関等と協議のうえ、状況に応じ決済時間変更、決済繰延べ等の措置を講ずるよう要請するほか、これに伴う所要の措置を講ずる。